祝日のごみ収集（鳥取地域）

問本庁舎生活環境課 TEL 0857-20-3217 FAX 0857-20-3045

祝日がごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月　日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレイ・資源ごみ 小型破砕ごみ
5月 4日（月）	該当地区は収集します		該当地区は11日（月）に振り替えて収集します	お休みします	
5月 5日（火）	該当地区は収集します		該当地区は12日（火）に振り替えて収集します	お休みします	
5月 6日（水）	該当地区は収集します		該当地区は13日（水）に振り替えて収集します	お休みします	
5月7日（木）以降	平常どおり収集します				

※ごみは必ず朝8時までに出してください。
※新市域については総合支所だよりをご覧になるか、各総合支所市民福祉課（TEL 14ページ）までお問い合わせください。

乾電池・蛍光管の収集 6月

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、**6月1日（月）～5日（金）の小型破砕ごみの収集日（鳥取地域）**にごみステーションに出してください。蛍光管は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。

医療系廃棄物および危険物をごみステーションに出さないでください

本市の家庭ごみの収集では、医療系廃棄物および危険物の回収を現在行っておりません。これらをごみステーションに出されますと、ごみステーションを管理されている住民の方々やごみの収集員や処理場の作業員に危険が及びます。

医療系廃棄物は、かかりつけの医療機関に処理を依頼していただき、また農薬などの危険物は、購入先、または専門業者に処理を依頼してくださるようお願いいたします。

自然エネルギー等導入促進事業補助金

問本庁舎生活環境課環境政策係
TEL 0857-20-3218 FAX 0857-20-3045

地球温暖化防止のため、太陽光などの再生可能エネルギーを利用した発電システム等を設置される市民に対して、購入費、設置費の一部を補助します。

○対象
鳥取市内の住宅等に太陽光発電システム、太陽熱温水器、民生用燃料電池システム、薪ストーブ、ペレットストーブ、小型風力発電設備を設置する市民。

○太陽光発電システム補助額
太陽光発電システム：7.5万円／kWに、太陽電池発電モジュールの最大出力を乗じた額。（4kW限度）

○その他設備補助額（設置経費の10分の1　限度額あり）
太陽熱温水器：2万円まで
民生用燃料電池システム：18万円まで
薪ストーブ：6万円まで
ペレットストーブ：6万円まで
小型風力発電設備：10万円まで

平成26年度より、家庭用蓄電池、高効率給湯器、LED照明器具は補助対象外となりました。また、民生用燃料電池システムの補助限度額は引き下げとなりましたのでご注意ください。

※申し込みは先着順に受け付け、予算の範囲内にて交付しています。
※交付申請時、平成26年度市税滞納なし証明書の添付を新たに求めることとします。
※申請書類は、市のホームページ（くらしと環境→ごみ・環境・衛生→地球温暖化と自然エネルギー・補助制度）からダウンロードできます。

鳥取市食育推進員養成講座

問中央保健センター食育推進係 TEL 0857-20-3192 FAX 0857-20-3199

	1グループ	2グループ	時間
第1回（6月）	11日（木）（合同開催）		13:30～15:30
第2回（6月）	23日（火）（合同開催）		9:30～11:30
第3回（7月）	7日（火）	22日（水）	9:30～13:30
第4回（8月）	4日（火）	26日（水）	
第5回（9月）	15日（火）	30日（水）	
第6回（10月）	27日（火）	14日（水）	
第7回（11月）	24日（火）	11日（水）	
第8回（12月）	10日（木）（合同開催）		13:30～15:30

と こ ろ　さざんか会館
内　　容　食生活に関する講義や調理実習
募集人員　1グループ20人程度（2グループで実施します）
参 加 費　無料
申し込み　6月3日（水）までに問い合わせ先まで
※修了後は食育推進員として、地域の食育活動に携わっていただきます。

「地産地消の店」募集

問第二庁舎経済・雇用戦略課
TEL 0857-20-3249 FAX 0857-20-3046

本市の地産地消を推進するため、地元産の農林水産物を積極的に活用する飲食店などを「地産地消の店」として認定します。認定した場合は、認定証と看板を交付するとともに、市のホームページ及びfacebookなどで店を紹介します。

認定対象　地元の農林水産物を食材として活用する市内の飲食店・直売所等
（鳥取県内産の米を60パーセント以上使用し、かつ使用する食材の量又はメニュー等の概ね50パーセント以上が地場産食材を使用していること）
認定期間　認定日から平成30年3月31日まで
加入負担金　2000円（認定後に納付いただきます）
申請期間　随時
申込方法　市役所第2庁舎1階経済・雇用戦略課に配置してある申請書に記入のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで
※申請書は本市公式ホームページからもダウンロードできます

後期高齢者医療の保険料率改定

問鳥取県後期高齢者医療広域連合業務課 TEL 0858-32-1099 FAX 0858-32-1067
駅南庁舎保険年金課 TEL 0857-20-3487 FAX 0857-20-3407

《保険料率について》
後期高齢者医療の保険料率は、支出（医療給付費など）と収入（国や県、市町村の負担金、加入者が納付する保険料など）を推計して、2年ごとに見直しを行っており、鳥取県内均一となります。
※平成27年度は保険料率の変更なし
加入者が保険料として市町村に納める額は、広域連合が支出する医療費の1割程度となります。

後期高齢者医療制度の負担内訳

国・県・市町村負担金	後期高齢者支援金（国保や被用者保険が負担）	保険料
約5割	約4割	約1割

平成26・27年度保険料率

均等割額	所得割率	賦課限度額
42,480円	8.07パーセント	57万円

※所得が低い人には、軽減措置が適用されます。

《保険料軽減措置の見直しについて》
昨今の経済情勢等を踏まえ、平成27年度保険料算定から、保険料均等割額の軽減措置（所得基準）を右記のとおり改正します（所得割額の軽減は変更ありません）。

軽減割合	世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等 改正前	改正後
9割	「基礎控除額（33万円）以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯（その他各種所得がない場合）	変更なし
8.5割	「基礎控除額（33万円）」以下の世帯	変更なし
5割	「基礎控除額（33万円）＋**24.5万円**×世帯の被保険者数」以下の世帯	「基礎控除額（33万円）＋**26.0万円**×世帯の被保険者数」以下の世帯
2割	「基礎控除額（33万円）＋**45.0万円**×世帯の被保険者数」以下の世帯	「基礎控除額（33万円）＋**47.0万円**×世帯の被保険者数」以下の世帯

※公的年金は、「年金収入－（120万円＋15万円）」が軽減を判定するための所得となります。

保険料は、後期高齢者医療制度を維持していくための貴重な財源ですので、期限内納付にご協力ください。

税外収入金の「延滞金」の取り扱いが変わりました

問駅南庁舎債権管理課
TEL 0857-20-3435 FAX 0857-20-3403

《納期限内納付をお願いします》
■納期限内納付の促進と納付者間の負担の公平を図るため、延滞金を徴収しています。
■「鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」に基づく延滞金の端数計算が変わりました。（平成27年4月1日～）

◆適用する収入金
保育所保育料、幼稚園保育料、下水道使用料、集落排水施設使用料など

◆主な改正内容
延滞金の端数計算を市税に準じたものに改正しました。

	3月31日まで	4月1日以降
納付の対象となる額	100円以上（100円未満の端数切捨て）	2,000円以上（1,000円未満の端数切捨て）
延滞金の額	10円以上（10円未満の端数切捨て）	1,000円以上（100円未満の端数切捨て）

◆具体例

納付の対象となる額	延滞金の額
3,580円の場合 現行3,500円→改正後3,000円	1,198円の場合 現行1,190円→改正後1,100円
1,950円の場合 現行1,900円→改正後　0円	985円の場合 現行　980円→改正後　0円

「ナチュラルガーデン倶楽部」参加者募集

問本庁舎都市環境課（〒680-8571 尚徳町116）
TEL 0857-20-3271 FAX 0857-20-3048
MAIL tosikankyo@city.tottori.lg.jp

ナチュラルガーデンについて実習を交えながら楽しく学びます。（少雨決行）

と　き
① 6月13日（土）10:00～13:00
② 7月 4日（土）10:00～15:00
③ 8月22日（土）10:00～14:00
④ 9月26日（土）10:00～14:00
⑤10月17日（土）13:00～15:00
⑥11月28日（土）10:00～14:00

ところ　講義：市内会議室、実習：湖山池公園ほか
受講料　無料　　**定員**　30人（希望者多数の場合抽選）
講　師　ポール・スミザーさん
日置佳之さん（鳥取大学教授）　ほか
応募資格　次のすべてを満たす人
●庭づくりに興味のある人で受講後もナチュラルガーデンの普及・啓発に関わっていただける人で鳥取県内在住の人
●全6回の講習のうち、5回以上受講できる人
●受講後、市内公園指定管理者が募集する維持管理作業にボランティアとして参加できる人。または受講後2年以内に緑化活動の報告ができる人（他の人が自由に見ることができる場所に限る）
応募方法　応募用紙に必要事項を明記し、持参・郵送・ファクシミリ・メールのいずれかで提出。詳しくは本市公式ホームページまたは各地区公民館のチラシをご覧ください。